

学事第 1483 号
令和 4 年 2 月 10 日

各学校法人理事長
各私立高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

まん延防止等重点措置期間延長に伴う私立高等学校及び特別支援学校の対応について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県においては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者はいまだ増加傾向が続いております。

そのような中で、国は 2 月 10 日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を 3 月 6 日まで延長することを決定しました。これに基づき、県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応」(別添資料 1) を決定しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応(「4 オンライン学習を実施するにあたっての留意点」を除く。)を取るようお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和 4 年 2 月 10 日付け教高指第 2350 号

「まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558